

意匠制度の見直しの検討課題に対する提案募集結果

平成 30 年 11 月 5 日

特許庁

1. 結果概要

- ・募集期間： 2018 年 8 月 7 日（火）～9 月 21 日（金）
- ・意見提出者数：49
- ・意見提出者数内訳：
 - 【国内】企業：21 団体：6 弁理士：8 その他：7
 - 【国外】企業：3 団体：3 弁理士：1

2. 主な具体的意見

(1) 物品に記録されていない画像

【賛成】

理由（概要）	者数
デジタル化の進展に伴い、スマートフォンなどの汎用電子機器の利用が広がっている。また、画像記録の手段が、物品への記録からクラウド上での記録に移行し、現在では一般化している。画像が物品に記録されているか否かによって保護対象か否かが区別されるのは不合理。	15
本来保護すべきは画像自体の美感であり、物品に記録されているかどうかは本質的ではない。	3
欧米において意匠権としての保護が認められていることから、グローバルにビジネスを展開する企業は、諸外国における意匠登録を調査しており、調査負担が大幅に増大するということはない。	1
GUI、アイコン、フォントについては寿命が非常に短い。意匠法は短期間の保護を付与するための良い手段。	1

この他、3 者が賛成。

<懸念・要望>

- 「画像デザイン」の直接的な保護を認めるのであれば、その保護範囲は、画像自体の用途・機能を基礎とすることが妥当である。（5 者）
- 先行意匠等に関する資料の整備が重要。分類やイメージ検索の整備等の対応が望まれる。（3 者）

- 意匠法 2 条 1 項に規定されるような表示画像及び同 2 条 2 項に規定されるような操作画像のいずれにも適用されることを望む。さらに、同 2 条 2 項に規定される操作要件を削除することも併せて希望する。(1 者)
- 物品の一部分(例えば表示スクリーンの一部分)の表示が必要であればよく、意匠が視認されない図の提出を不要とする。(1 者)
- 「物品を介して製品の機能を実現するもの」に限定することを、検討課題としてほしい。物品との対応関係が不明確な「画像」を保護対象とした場合、その意匠の権利範囲が特定し難く、画像作成の際のクリアランスや権利の安定性の問題を生じる。(1 者)
- 表示機器を出願人が破線で示す要件の取下げ、及び特定の機器の物品名を付する要件の取下げを奨励。(1 者)
- 具体的な保護対象、物品性（機能・用途を明確化する要件を含む）など、慎重に検討すべき。(1 者)

【反対】

理由（概要）	者数
広範な権利を付与することは、かえって画像にかかる開発意欲を抑制する恐れがある。クリアランスが極めて困難であり、アジャイル開発や、クラウドでの短期間での画面開発の場合は、クリアランスの負担は過大になる。	2
先行意匠の調査、審査が適正に成されるか大いに疑問。	1
物品を離れた画像は著作権法の保護対象とされている。また、ライフサイクルが短く、意匠権より長期的なデザイン保護のニーズも乏しいものとする。むしろ、意匠権の乱立がデジタルデバイスを介したクラウドビジネスの迅速性や柔軟性を損なうものとする。	1
画像デザインの保護が強化・拡張されると、意匠権抵触のおそれを回避するために、操作性を犠牲にしなければならず、また、事業者によって操作性が著しく異なるといった事態が増えることを危惧する。少数特定の意匠権者が好ましい操作性を独占してしまうと、消費者にとっての過度な不利益につながり、産業発展を阻害する要因となる。	1

この他、1 者が反対。

（２） 物品以外の場所に表示される画像

【賛成】

理由（概要）	者数
技術は急速に発展しており、ユーザーが G U I デザインを視認するのに「ディスプレイ」が不要である所まで発展している（例えばプロジェクション、ホログラム等）。画像の表示対象が、液晶画面等の表示機器であるか、それとも壁	10

等であるかは、画像デザインそのものの価値を左右するものではない。	
著作権法は相対的権利であり、商標法や不正競争防止法による保護はいずれも上市した後の事後的な対応にすぎないため、研究開発段階の画像デザインの実施可能性確保のためには、意匠法による戦略的な保護が必要。	1

この他、5 者が賛成。

<懸念・要望>

- 壁や人体に投影される画像は、投影場所が平面でなかったり、拡張現実や仮想現実上で表示される画像の場合は立体的であったり、形状等の特定が困難であることがある。図面等による特定ができるかなどの技術的な要件も詰めていく必要がある。(3 者)
- 「物品以外に表示される画像」は、投影先の状態（形状、色、質感等）により、利用者の認識する画像の印象が変わることがありえる。権利範囲としての「画像」をどのように表現するか、侵害判断をどのように行うかの検討が必要。(2 者)
- 「物品以外に表示される画像」を保護対象とする際は、「物品を介して製品の機能を実現するもの」であることを保護の要件とし、表示される「画像」と当該物品との関係が特定できるように表現しておくことが必要。この要件を満たさない「画像」は、その範囲が広すぎ、保護範囲や保護方法を検討することが難しい。(1 者)

【反対】

理由（概要）	者数
物品の類似範囲の見極めが非常に難しく、商標のように物品を限定することが必要。	1
創作性がある画像については著作権で保護するか、情報共有のための画面については標準の方向で検討すべき。	1

この他、1 者が反対。

(3) 物品の機能と関係のない画像

【賛成】

理由（概要）	者数
壁紙等の装飾品は保護される中、デジタルだと保護されない理由が不明。	2
日本において著作権等による知財保護が有効でないのであれば、意匠法がそのデザインと物品の機能との関係性にかかわらず保護すべき。	1
ゲーム画像については、保護対象から除くことを希望するが、P C やスマートフォン等の壁紙などの装飾的な画像については欧米でも意匠保護されていることに鑑みて、保護対象とすることについて異論はない。	1

この他、3 者が賛成。

【反対】

理由（概要）	者数
著作権等による保護が適当。	5
クリアランスの負担が増加する。	3
定義づけや著作権との関係なども踏まえて慎重に検討すべき。	1
画像の創作者の負担を増し、創作活動を制限する可能性が高く、慎重な検討が必要。画像創作者が登録された映画やゲームの各フレームの画像を調査するといった、現実的でない、創作物の価値との関連の低い作業が要求される事態が生じる。	1

この他、3 者が反対。

（４） GUI のアップロード、GUI を含むソフトウェアの提供

【侵害行為と規定すべき】**<懸念・要望>**

- GUI をアップロードする行為や GUI を含むソフトウェアを提供する行為を、侵害行為であると明確に示すように法改正すべきである。（7 者）
- 現状でも「〇〇機能を有する電子計算機」という物品名で登録された意匠権の侵害訴追がどこまでできるのかが不明確であるため、画像デザインについては非専用品型間接侵害規定（例えば、特許法の「課題解決不可欠品の生産等（特許法第 101 条第 2 号・第 5 号）に相当する規定」）を新設することを要望する。（3 者）
- 使用（ダウンロードした GUI の使用を含む）、販売、販売の提示（例：インターネット経由及びデバイスから独立して）、創作、GUI 搭載デバイスの輸入、これら用途のための保管などの商業的行為のみが禁じられるべき。（1 者）
- 画像デザインが、物品とは独立して流通し得る以上、意匠の「実施」を、物品の製造等ではなく、流通している画像デザインそのもの（あるいはそれを実現するためのプログラム等）の製造等とすべき。（1 者）
- 仮にネットワークを通じてのソフトウェアの提供行為を直接侵害とするのであれば、アップロード行為は直接侵害に必ず繋がるその準備行為であるから、当該行為は間接侵害の対象とするのが適切。（1 者）
- 「実施」の定義に特許法と同様、「電気通信回線を通じた提供」を追加することが適当。（1 者）
- 画像単体でのアップロード行為を直接侵害に問うのは行き過ぎと考える。当該画像が必ずしも登録意匠を製造、使用等するために用いられるとは限らないため。画像をユーザーの端末に表示させて登録意匠を使用できるようにする機能を備えたソフトウェアの電気通信回線を通じた提供を、特許法におけるプログラムの発明の実施行為と同様な考え方で侵害行為として位置付ける程度とするのが妥当。（1 者）
- ネットワークを介した侵害行為に関しては、特許等と同様に実施場所（国・地域）や共同行為の

取り扱いの問題が生じる。画像についてはサプライチェーンが国境を越えて広がる可能性が高く、国際管轄問題を検討しておくことが必要。(1 者)

- 画像創作者が意匠権侵害を意図せずネットワークにアップロードした画像が 第三者により使用されることで意匠権の侵害が生じた場合、画像創作者は（侵害画像を制作、アップロードしたとして）意匠権の侵害者となるのかなど、考慮すべき (1 者)
- 金銭的な実害があるのなら対応が必要。フェアユース条項の併設希望。(1 者)
- 意匠法の定義の改正による影響についての検討とともに、保護を拡充することにより事業活動に与える影響の程度等についても検討を行い、著作権法、不正競争防止法、商標法など、他の制度による保護も考慮しつつ、議論を進めるべきである。(1 者)

【侵害行為として規定すべきでない】

- 新たな実施の定義、侵害の類型は不要。現行法であっても、意匠法第 38 条で保護されていると考える。新たな実施の定義、侵害の類型を設けた場合は、侵害の予測可能性、回避手段について問題があるため、攻撃防御手段のバランスを欠くことは、刑事罰を伴うことからより大きな問題がある。(1 者)

(5) 建築物（不動産）

【賛成】

理由（概要）	者数
著作権での保護を受けるには、著作物性が厳しい実情がある。	3
店舗デザインもブランドイメージを表現する上で重要。そのブランドイメージを構築するためにも、意匠権での保護は必要。	3
建築物には審美的且つ装飾的な性質があるので、建築物を含むデザイナーがデザインしたものは保護可能であるべき。	1
建造物のデザイナーが、デザインにおける顕著な特徴の保護に注力できることを意匠法が可能にする。	1
日本国はロカルノ協定の加盟国であり、ロカルノ分類に示された製品は、国内法に反する明文がない限りは意匠として認められるべき。	1
意匠法は周知性等を要件としないため、全国に 1 又は 2 店舗しか存在しないが特徴的な外観を有する店舗のデザインについても保護対象となり得る点は、保護ニーズに幅広く対応し得る。意匠権の乱立を危惧する声もあるが、意匠法では低過ぎるレベルでの登録を多発させることは避けられる。	1
外観形状をコピーしようとするのは、同業者だけではなく、需要者が建築業者に依頼するケースが生じている。このとき建築業者は、自社主導でないことを口実に需要者側に責任転嫁し、また、不動産であることを理由に（組立て家屋の意匠権の権利侵害ではないと主張することが、パターン化している。住	1

宅商品においても、デザインとマーケティングに多大な努力を払っているが、現状の意匠制度は、そうした他人の努力にタダ乗りすることを許容している。	
著作権法や不正競争防止法では、裁判で決する必要がある、利害関係者の多い建設業界では、使用しづらい制度。立体商標もハードルが高い。	1

この他、7 者が賛成。

<懸念・要望>

- 世界中に無数に存在する既存の建築物をどのようにサーチするのかについて懸念がある。審査において、先行意匠の資料は十分に整備されることが不可欠である。(2 者)
- 建設業界においては、これまで不動産が保護されないことから、意匠法について、詳しい担当者のいない企業が多く存在する。意見収集や制度運用に際しては、意匠法の周知からして頂くことを希望する。(2 者)
- 立地場所や立地条件等により、それぞれの店舗の形状は相違する。類似の範囲をどう扱うのか検討していただきたい。(2 者)
- 他人の権利を侵害することを防ぐため、類似性の判断例を明確に示していただきたい。また、商業建築物の場合、需要者（オーナー）、使用者 1（テナント）、使用者 2（テナントに来る客）等、様々な立場の人が関わるため、類否判断における需要者の中に使用者も含めていただきたい。(1 者)
- ダムや橋等の公共物を意匠権で保護するのは適当でない。(1 者)
- 建築・土木業界には不動産を意匠法の保護対象とすることに関しては利害の異なる多様な事業者が存在する。また、市場についても一般の動産と異なる点が多くある。このため、不動産を保護対象とする検討は、多くの建築・土木関係者からのヒアリングや意見交換を通じて産業への影響を把握した上で、適否を判断していただきたい。(1 者)
- 「店舗」とも「一般住宅」とも捉えられる建築物もあり、これらについてその用途によって類否が分かれて権利が及ばないこととすると創作の保護が十分に図れない（よって、権利者の保護を重視するならば、意匠ごとの用途・機能の違いは低く捉えるべきである）。(1 者)
- 第三者に不測の不利益を及ぼさないようにするためにも意匠権の効力範囲が明確となる制度を要望。(1 者)
- ランドマークとなるような建造物（スカイツリーなど）を保護対象に加えるのであれば、何をもって侵害とするのか、侵害が生じた際にどのような救済を与えるのかなど、検討しておく必要があると考えます。(1 者)
- 実施の定義に「建設」と「設置」を含めることを提案。(1 者)
- 実施の定義に「設計」も含めていただくことを希望。設計事務所が、建築物の設計を業務とし、その意匠権を持ちながら、自ら実施することがないという状態は好ましくない。(1 者)
- 他人の権利を侵害することを防ぐため、意匠権の検索を容易に出来るようにしていただきたい。物品表の分け方を建築物の機能別にする等。(1 者)
- 米国のトレードドレス制度のような法的保護制度も要望。日本における現行法制度（商標、著作権法、不正競争防止法等）のもとでは空間デザインの保護に限界がある。その結果、アップル社等、

空間デザインを活用し国際競争力を強める企業が生まれており、グローバルな競争優位性の観点から日本でも導入を検討すべきと考える。（1 者）

【反対】

理由（概要）	者数
不動産事業は、非常に大規模であり、高額で且つ関係者も複数となるため、現行法上の物品を前提とした救済にはそぐわない。建築途中における建物の解体や建築後の解体等、意匠権侵害発生時の影響範囲が甚大。	2
応用美術へ著作権の適用が拡大しており、著作権法による保護で十分。	2
ランドマークとなるような建築物は、「建築の著作物」として著作権法の保護が及んでいる。また、形状が識別性を有する建築物については、商標法等で一定の保護が可能。	1
無効可能性の高い権利が乱立した場合、第三者は当該登録された権利の有効性についてサーチを行わなければならない、負担が増加し、事業上の障害になり得る。こうした審査上の課題解決（審査基準で保護対象とする建築物を明確化する等・・・）がなされなければ、制度として権利者に偏り、公平性が保てないのではないかと感じる。	1
全世界で様々な建築物が建設されている中、公知意匠の調査が可能なのか審査に大いに疑問がある。フェアユースのような制度が必要。	1
建築物が権利化されると意匠調査等による施主の債務が増加し、経済活動に逆行することに繋がるだけでなく、工事期間が延び、価格高騰に繋がる原因となる。施主の費用で施主の思い通りの建築物が建てられなくなり、建築業界発展の妨げとなる。仮に意匠法で保護するとなる場合、調査時に類似かどうかの判断ができない状況が増えるだけで、結果事前調査に時間が掛かり、工期が大幅に延びるなど弊害にしかない。今まで長い期間自由設計で通してきた建築物を今さら意匠法の改正で保護するのではなく、罰則を明確にする法整備が必要なのではないか。	1
現行意匠制度でどのような問題が生じているのか不明なため、個別の産業やビジネスで抱える課題を明確にしたうえで、保護の必要性について検討すべき。	1

この他、3 者が反対。

（6） 内装

【賛成】

理由（概要）	者数
店舗デザインもブランドイメージを表現する上で重要。そのブランドイメージを構築するためにも、意匠権での保護は必要。	2

内装デザインの工業化が進む中、それらデザインを十分に保護するための柔軟性の面で、意匠法は著作権法より相応しい。	1
日本国はロカルノ協定の加盟国であり、ロカルノ分類に示された製品は、国内法に反する明文がない限りは意匠として認められるべき。	1
建築物や店舗の内部には審美的且つ装飾的な性質があるので、建築物や店舗の内部を含むデザイナーがデザインしたものは保護可能であるべき。	1
内装デザインは、店舗等における特有の創作によって需要者に美感を訴えるものであり、顧客を吸引し、経済活動を活性化する効果を生む要素である。内装デザインに力を入れて、他社との差別化を図っている企業等、その保護を求めるニーズは大きい。	1
著作権法で保護されることになっているが、これまでの判例から、ハードルが非常に高く、企業が通常行う創作を保護するものではない。また、登録制でない、著作権法や不正競争防止法での保護は、裁判で決する必要がある、利害関係者の多い建設業界では、使用しづらい制度。立体商標とする可能性はあるが、ハードルが高い。	1
近年、特徴的な空間デザインが識別機能を備え、企業の差別化の要素の1つになっている。店舗やオフィス等の内装デザインを保護するニーズがあるのであれば、保護を認める余地はある。	1

この他、8 者が賛成。

<懸念・要望>

- どの部分を要件として権利化するか、それをどのように表現する（図面等）かなど、運用面の課題を解決する必要がある。（3 者）
- 第三者に不測の不利益を及ぼさないようにするためにも意匠権の効力範囲が明確となる制度を要望。（2 者）
- 立地場所や立地条件等により、それぞれの店舗の形状は相違する。類似の範囲をどう扱うのか検討していただきたい。（2 者）
- 椅子や机など、内装デザインを構成する要素が公知であっても、配置の全体として新規なものは保護できるものとするのが適切。（2 者）
- 現行法の枠内での保護であれば、組物の意匠の活用が考えられる。「組立て家屋」「棚」「テーブル」「いす」「天井直付け灯」等からなる組物を認め、なおかつ、組物の部分意匠を認めることで、一部の内装デザインについては保護を与えることは可能。（2 者）
- 内装と外装の組み合わせも登録できるようにすべきである。たとえば、外装がガラス張りやオープンな構造になっており、外部から外装を含めた内装が視認可能であり、視認され得ることをデザインの特徴にしていると思われる。KIOSK 型の店舗の外装デザインは、現行の組立て家屋としての保護も考えられるが、その外装デザインと内装デザインが合わさった構成が保護に値する場合もある。（1 者）

- 「内装デザイン」を含む外側の物との関係、すなわち「何の内装デザインなのか」が権利に影響するかどうかについても検討しておく必要がある。たとえば、店舗の内装と自動車の内装の関係についても明確にしておくことがよい。(1 者)
- 意匠を特定するためには、一定の範囲で空間を区切る必要があるが(壁の範囲、床の範囲、天井の範囲等)、空間の区切り、たとえば天井や壁の有無によってデザインの美観は大きく異なるものと考えられ、空間を区切った意匠と空間を区切らず構成要素のみを空間中に配置した意匠との類否判断方法の検討が今後の課題となってくる。(1 者)
- 内装デザインの出願は、物理的に広いスペースを対象とする上に、さらに、そこには壁、家具、照明灯といった多数の特徴部分を含んでいることが多く、明確に開示しなければならない場所、領域も多岐に亘る。それに対して、現行の日本の意匠出願制度で定められている図面様式では、十分な大きさとはいえない。そこで、出願図面の要件について、実情に見合った取り扱いを定めるよう、十分な検討を行うべきである。(1 者)
- 世界中に無数に存在する既存の建築物をどのようにサーチするのかについて懸念がある。出願審査において、先行意匠の資料は十分に整備されることが不可欠である。(1 者)
- 他人の権利を侵害することを防ぐため、意匠権の検索を容易に出来るようにしてほしい。物品表の分け方を建築物の機能別にする等。(1 者)
- 他人の権利を侵害することを防ぐため、類似性の判断例を明確に示してほしい。商業建築物の場合、需要者(オーナー)、使用者1(テナント)、使用者2(テナントに来る客)等、様々な立場の人が関わるため、類否判断における需要者の中に使用者も含めていただきたい。(1 者)
- 実施の定義に「設計」も含めていただくことを希望。設計事務所が、建築物の設計を業務とし、その意匠権を持ちながら、自ら実施することがないという状態は好ましくない。(1 者)
- 米国のトレードドレス制度のような法的保護制度も要望。(1 者)
- 巨大なビルディングなどにも設営されることが前提の店舗の内装デザインを確実に保護するためには、現行の意匠法の枠を超えたところでの保護が必要。たとえば「内装デザイン」といった名称の保護対象を設けて登録を認めることが考えられる。それにより、建造物等の内部に設営した壁、床、家具等からなるひと纏まりの美的創作について一定の保護を受けられることが期待できる。(1 者)
- ライティングの特徴も含めて内装デザインとしてひと纏まりの創作を表している場合があり、ライティングも含めた総合的な内装デザインの保護を考えるべきである。(1 者)

【反対】

理由(概要)	者数
内装デザインは、クライアントとの共同創作が多く、その場でのクリアランスや権利関係の調整が困難なため、独占的保護を与えることは反対。	4
他法(不正競争防止法、商標法、著作権法)での保護で十分。	3
内装デザインは、建築・設計の要素とオフィス家具のレイアウトの要素が深く絡み合っており、それぞれの業態・業種・商流が異なっていることから、情報の集約が困難と予測される。内装デザインは星の数ほどあり、実際に採用され実	2

施されているのは極僅かである。採用されないデザインまで公知にするのは困難である。	
無効可能性の高い権利が乱立した場合、第三者は当該登録された権利の有効性についてサーチを行わなければならない、負担が増加し、事業上の障害になり得る。	1
特徴的なデザインが創作されるのは大型物件であり、一点ものや特注品が多く、工業製品のように大量に出回るものではないため権利侵害があっても気づけない。	1
オフィスの内装デザインは提案から決定まで数週間で行われることが多いが、審査に何か月もかかっている意味がない。	1
現状で問題がなく、必要以上に保護分野を拡大することには断固反対。むしろ規制（保護）緩和による、製造業の活性化が必要。保護分野を拡大すると、企業体力面で、新たに強固に権利化ができる企業と、出来ない企業が必然的に発生する。対応できない企業には市場からの撤退を突きつける制度になるのではないかと危惧する。	1
店舗やオフィスの内装は、種々様々な要素の複合的な組み合わせによる「雰囲気」がデザインの構成要素となり得るため、意匠図面では、内装デザインを再現しきれないケースが想定される。このような意匠権は、その権利範囲を特定することが困難であり、そのため権利者が権利行使を検討するうえでも、権利者以外の事業者が意匠権の権利範囲の回避を検討するうえでも不適切であり、混乱や過剰な自粛を招くおそれを強く危惧する。	1
本来の権利人は施主でなければならない。施主からの要望・アイデアを設計者が権利化することは施主の権利を自己のものとしてしまう行為であり、許されるものではない。	1
意匠調査等による施主の債務が増加し、経済活動に逆行することに繋がるだけでなく、関係業界発展の妨げとなる。	1
コンサルティング業界への影響やビジネスプロセスの面での影響が大きく、また、生産性の向上（日本は生産性が世界的に低いとされる）をテーマに取り組む中、調査期間の大幅増による生産性低下に寄与することに繋がり、働き方改革に逆行することに繋がると考える。	1
現行意匠制度でどのような問題が生じているのか不明なため、個別の産業やビジネスで抱える課題を明確にしたうえで、保護の必要性について検討すべき。	1

（７） 関連意匠の出願可能時期の延長

【賛成】

理由（概要）	者数
一貫したコンセプトに基づいてデザイン開発を行う手法が企業によって採られるようになっており、現行制度は、進化させていったデザインを保護するのに充分に対応できていない。	8
審査期間の短縮化（6月～1年程度）により、公報発行が思ったよりも早期に行われてしまう。審査期間（公報発行日）は出願人で調整することができないため、デザイン開発や意匠出願のスケジュールを計画しづらいという問題がある。	1
企業は自社の意匠公報によって後願意匠が拒絶されることが多い。この場合、その意匠と同一意匠に対して権利行使できる保証はない。したがって、権利化を目指さざるを得ず反論することがあるが、引用意匠権の権利範囲まで狭くなってしまうおそれがある。	1

この他、9 者が賛成。

<懸念・要望>

- グレースピリオドなどの海外の意匠制度との整合や、第三者との衡平の観点から、本意匠の出願後 1 年、または本意匠の公報発行日後 1 年のいずれかが妥当。（4 者）
- 関連意匠は（日本国における現行のグレースピリオドに即して）、本意匠の出願後 1 年以内は出願が認められるべき。（1 者）
- 本意匠の存続期間満了までの出願を可能にすることを希望するが、本意匠の意匠公報の発行や出願人自身の公開行為により、後日出願する関連意匠の出願が新規性や創作非容易性違反と判断されないことが必要。（1 者）
- 関連意匠の新規性判断の基準日を明確にしてほしい。（3 者）
- 関連意匠の保護を拡充するにあたっては、諸外国へ同様の制度導入が必須。（2 者）
- 関連意匠を後から出願できる期間については、第三者とのバランスを綿密に計った検討が望まれる。（2 者）
- 互いに類似する意匠同士が関連意匠ではなく登録になった場合には、自己の意匠同士であっても 9 条 1 項・2 項に該当するとして、無効理由を有してしまう問題がある。登録後に改めて特許庁の判断を得て、本意匠と関連意匠の設定を見直す機会を設けることを検討すべき。（2 者）
- 本意匠または親出願に係る意匠が登録され、同時係属中に出願がなくなった場合には関連意匠の出願は認められるべきではない。（1 者）
- デザイン変更を重ねながらも後になるほどコンセプトの一貫性を表すデザイン要素部分が、より明確に特定されることもあり、これは関連意匠制度の修正のみでは解決しきれない。例えば、当初は全体意匠だったものを後から部分意匠として抜き出したり、当初部分意匠として破線で開示していた範囲から実線を含む別の部分意匠とするといったようなことを可能とする制度を新たに検討いただくことを要望。（1 者）
- 第三者のデザインを見た後に、関連意匠を出願可能とすることがありえないか懸念。（1 者）

- 本意匠の公報発行日後いつまでも権利化できるとなると、第三者の監視負担が大きい。したがって、例えば公報発行日後は独自の効力を有しない意匠権（平成10年改正前の類似意匠のようなもの）を併設することを提案する。（1者）

【反対】

理由（概要）	者数
産業の停滞を招く。むしろ短くても良い。必要であれば、高額で延長申請出願のような制度設ければよい。	1
本意匠と関連意匠の出願の間隔が開くことにより、意匠群の権利範囲の特定が困難となり、類似範囲が広がる可能性を危惧する。他人の本意匠に類似しない自己のデザインが、後日登録になる他人の関連意匠により、抵触する可能性が出てくることを危惧する。	1
自社のデザインについて、クリアランスを行った日以降に、第三者の類似デザインがサブマリン的に登録されるおそれがある。	1
本意匠の公報発行後における関連意匠の出願を認めることは、新規性を喪失した意匠の登録を認めることになるとも考えられる。米国の継続出願や一部継続出願制度のような新たな制度の導入も含めて検討して頂きたい。	1
関連意匠制度を廃止し、同人の出願意匠（先願）及び登録意匠（権利が有効なもののみ、その実施意匠も含む）を新規性判断資料から除外することを提案する。（同人の意匠同士は、新規性、創作非容易性、先願の判断をせずにすべて登録する。）	1
現行の関連意匠制度は、旧法下の類似意匠制度を改悪しているものであるから、旧類似意匠制度に戻すべき。	1
公報発行後は公知意匠に類似する意匠の出願になるため、出願人だけが手厚い保護を受ける感は否めない。	1

（８） 関連意匠にのみ類似する意匠

【賛成】

理由（概要）	者数
1つのデザイン・コンセプトに基づく意匠を、一貫性を保ちつつも継続的に変化させ、意匠を創作する、というデザイン創作の実体がある。このような、継続的に変化した一連の意匠群は、本意匠とは類似ではない場合もある。	1
バリエーションデザインは、必ずしも本意匠を中心として創出されるとは限らず、例えば、本意匠よりも関連意匠の方が売れ筋のデザインとなれば、関連意匠に近い（関連意匠を中心とした）バリエーションデザインをさらに創作して、市場に投入したいという欲求が生じる。	1

10 条 3 項については、「無限連鎖を避けるため」と説明されているが、無限連鎖は何が問題であるのかが明確ではない。実際には、デザイン創作、商品開発の現場では、本意匠から離れて数次の展開をしたら、もうそのシリーズは打ち止めであり、別のシリーズ展開になることが多い。	1
関連意匠は新たな創作により本意匠に類似しない範囲まで効力を有するため、関連意匠の関連意匠を認めても、本質を変更しないと解される。現行は本意匠の選択次第でその後の創作の方向性が決まり、同日出願でも関連意匠の方向には非類似の緩衝帯（権利にならない領域）を要する不合理がある。	1

この他、7 者が賛成。

<懸念・要望>

- 数次の類似に亘って関連意匠の登録を認めることは現実的ではない。本意匠に類似する意匠（1 次関連意匠）にのみ類似する意匠（2 次関連意匠）までの登録を認めることが適当であると考え。理由は、多次に亘ると、本意匠の創作ポイントが薄れていき、本来の保護対象とのずれを生じる可能性があることや、類似関係の整理が煩雑になること、また、上記の通り、創作現場においてそこまでの需要は少ないことが挙げられる。一方で、もし関連意匠の連鎖を認めるとすれば、無限連鎖を認めることでよいとの意見もある。理由としては、限定する法律構成が考えられないからである。また、上記したデザイン開発の実情からも、逆に、無限連鎖をしても実務的な弊害は生じにくいということも挙げられる。（1 者）
- 関連意匠にのみ類似する意匠も、本意匠の継続中に関連意匠としての登録を認めて、権利のこま切れを防ぐ制度とすることを要望する。（1 者）
- 関連意匠は、同一の出願において認められるべき。（1 者）
- 本意匠の本意匠の状況（公報発行、登録後の消滅等）は問わず、時期的制限は直接の本意匠との関係のみとし、回数制限なく関連意匠の関連意匠の関連意匠なども許容すべき。（1 者）
- 本意匠消滅後の分離移転及び専用実施権（意匠法第 22 条第 2 項、第 27 条第 3 項）の規制対象は、直接の本意匠のみとすべき。本意匠 A とその関連意匠 B の関連意匠 C とが非類似の場合、B の消滅後には、A が C の直接の本意匠でないことから、A と C の分離移転を許容すべき。第 10 条で第 9 条の適用が除外される対象が、直接の本意匠のみとされるのに対応するように、第 22 条第 2 項の対象も直接の本意匠のみとすべき。（1 者）

【反対】

理由（概要）	者数
類似範囲が広がっていく可能性を危惧する。	5
関連意匠制度の趣旨が、「同一出願人から一定の条件を満たす出願がなされた場合に限り、関連意匠を本意匠と同等の価値を有するものとして保護するもの」であるため、制度趣旨に反する。	4

クリアランス調査が不安定極まりなく実害しか考えられない。	1
本意匠に類似しないデザインであっても、後日登録になる関連意匠により、抵触する可能性が高くなることを危惧する。	1
類似の無限連鎖を防ぐために拒絶をするのでよいと思うが、実質的な瑕疵とはいえないため、無効理由からは外すべき。	1

(9) 関連意匠の存続期間

【本意匠の存続期間まで】

理由（概要）	者数
関連意匠は独自の効力をもつことから、権利期間の実質的延長になる。	6
関連意匠制度の趣旨が、「同一出願人から一定の条件を満たす出願がなされた場合に限り、関連意匠を本意匠と同等の価値を有するものとして保護するもの」であるため	3

この他、4 者が賛成。

【その他の期間】

理由（概要）	者数
統一したデザインその他モデルであっても、類似することはある。その場合に、本意匠の権利満了と共に、権利が消滅することは回避してもらいたい。	2
関連意匠だけでも権利行使できるため、本意匠の存続期間に合わせる必要性を感じない。	2
改正不要。関連意匠にのみ類似する意匠登録が、類似の範囲の連鎖の懸念があるのに対して、本項は時間的な連鎖の懸念が生じる。	1

(10) 存続期間の延長

【賛成】

理由（概要）	者数
長期に渡って使用され続けているデザインに対しては、継続して発生する模倣品への対処などのため意匠権の存続期間延長のメリットがある。	5
存続期間の起算日を登録日から出願日に変更する場合には、権利期間の短縮不利益を無くする為に期間延長が必要。	2
EU では登録意匠には25年の存続期間が与えられる。この制度はよく機能していると考えており、この保護期間について問題は認められていない。	1
製品を購入する決定に影響するデザインは、商標権とほぼ同じように、長い存続期間が望ましい。ほとんどの国が存続期間を25年に延長する傾向に	1

あることもあり、世界の制度に沿った動きとなる。	
-------------------------	--

この他、6 者が賛成。

<懸念・要望>

- 既存の意匠権についても、希望により25年までの延長を可とする法的措置。(5 者)
- 関連意匠の拡充と併せて検討すべき。(2 者)
- 既存の意匠権への遡及が無理な場合、ハーグ批准以後に出され、登録された出願に対しては25年の保護を認めるべき。欧州で受ける恩恵を本国で受ける恩恵が下回るということになり、その後の事業存続を考える国際戦略に大きな支障や、国際間取引の反故が生じるおそれが生じる。(1 者)
- 諸外国では存続期間が10年と短い国もあるため、それらの国に対して存続期間の延長を図るよう働きかけを希望する。(1 者)
- ハーグ経由の出願において、国際公表による補償金請求権が認められていることから、出願人の請求によって、出願段階でも意匠を公開し、当該公開された意匠が登録に至ったあかつきには、補償金請求権を行使し得る、といった方策は採り得る。(1 者)

【反対】

理由（概要）	者数
現在の20年でも諸外国に比較して同等あるいは長い方であり、現行制度で殆どの意匠権について十分な長さである。	4
不要。産業の停滞を招く。むしろ短くても良い。	2
意匠権の存続期間が20年に変更されてから、まだ十分な時間が経っておらず、20年の権利期間を満了した登録がまだ存在しない時点で、さらなる存続期間の延長を行うことに議論の実益を見出せない。	1
意匠権の存続期間を25年とすると、特許権の存続期間が満了し、技術的にはパブリックドメインの技術であるにも関わらず、意匠権が残存していることによって、第三者が当該技術を実施できない、という事態が発生することが考えられる。現状でも、そのような状況は生じ得るが、その期間がさらに延長されることについては、懸念を覚える。	1
我が国における第1年分から第20年分までの年金の総額は、米国の15年分や欧州の25年分の登録維持費用と比べても高額。	1

この他、3 者が反対。

(1 1) 権利期間起算日の変更

【賛成】

理由（概要）	者数
特許法との調和の観点から賛成。	3
審査期間により権利期間が前後するのは好ましくない。延長の有無に係わらず出願日からするべき。	3
他の管轄区域、例えば EU の登録意匠についても導入されている。	2

この他、2 者が賛成。

【反対】

理由（概要）	者数
登録後に権利が発生するため、実質的な保護期間の短縮となる。	3
現行の案件管理システムを変更するコストと手間をしのぐメリットがもたらされる事態を想定することができない。	3
登録料や権利終期の計算が複雑になる。	1

この他、4 者が反対。

(1 2) 複数意匠一括出願制度の導入

【賛成】

理由（概要）	者数
出願人の費用負担が軽減される。	3
米、欧、中では、意匠を複数含んだ出願が認められている。複数の意匠を含んだ中国への出願について優先権を主張し、日本へ出願する場合には、意匠毎に分けて複数の出願をしなければならない。	2
意匠登録の手続きの国際的調和の観点から妥当。	2
条件付き賛成。①関連意匠制度を現行で維持し、②同一物品内かつ関連意匠と同等の意匠を一括出願できる制限を設け、③審査は個別に行うことが必要。	1
出願方法の選択肢が増えることは望ましい。	1

この他、6 者が賛成。

<懸念・要望>

- 一括出願により出願費用の面でもユーザーメリットが得られる制度となることを要望。（7 者）
- ユーザーにシステム変更や更新など管理的な負担が発生するので、特許庁側で番号を個別に付与するなどの対応が必要と考える。（1 者）
- ユーザーのクリアランス作業にも大きな負担となるので、複数一括出願した意匠についても個別に一

一つの意匠が検索・表示されるようなデータベースの構築が必要。(1 者)

【反対】

理由（概要）	者数
権利行使に難があると考えられる。	2
クリアランスが困難	1
手続き、管理面での負担が大きく増加してしまうことが想定され、出願単位の調査等になるのであれば、クリアランス負担の増加も懸念される。	1
単に無審査国・地域のシステムを我が国に移植するということであれば、却って混乱が生じるおそれがある。もし一括出願されても意匠毎に権利が発生し公報が発行され、調査や年金管理等に影響が出ないシステムを構築するということであっても、慎重に検討すべきである。	1

(13) 一括出願可能な複数意匠の制限

【質的制限なし】

理由（概要）	者数
個別に登録されて公報が発行されるならば、特に制限は不要。出願後、意匠ごとにばらすなら、現行の一意匠一出願と同じであるため。	1
ユーザーに対して簡易でより費用対効果の高い保護を与えられる。	1
例えば「自動車」と「自動車おもちゃ」の意匠を、一括で出願できる。	1
出願後、意匠毎に分離して手続きが進む制度を採るのであれば、出願時の様式のみの問題であって、その他に出願の際の制約を設ける理論的な必然性はない。	1

【質的制限あり】

理由（概要）	者数
ロカルノ分類や日本意匠分類など、物品のグループが共通する意匠が妥当。	7
類似する意匠が妥当。	3

この他、1 者が、質的制限を設けるべきと意見提出。

【数的制限なし】

理由（概要）	者数
ユーザーに対して簡易でより費用対効果の高い保護を与えられる。	1

【数的制限あり】

理由（概要）	者数
--------	----

複数意匠で意匠数が多くなると間違えや混乱を招く。出願人や弁理士、そして行政制度にとって複数意匠を扱うのは困難。	1
適切な上限数はハーグ制度における上限となっている 100。	5

この他、4 者が数的制限と設けるべきと意見提出。

(14) 物品区分の見直し

【賛成】

理由（概要）	者数
既存製品・サービスの区分に分類が難しい新規な製品やサービスが生まれている。	3
物品区分の不適切な記載に対しては、審査における審査官と出願人のやりとりにより適正な区分とされるのであれば、出願人、第三者の不利益は生じない。	3
物品の明確性が担保できるのであれば賛成。	2
判例によれば、区分に従うように記載しても結局区分の記載を超える権利範囲となっているため、区分に収める必要性は高くない。	1
権利化の遅延が生じないようにするための合理的な対応である。	1
クリアランス調査等の弊害にならないのであれば問題がないが、徒に物品の区分が増えると問題。	1
「同程度」の定義や範囲がよくわからない。また、区分表にある「物品の区分」にある物品が、現在流通している物品と比べて少ない／かい離している印象を受けるため、それに沿った記載をしたくともできない。区分表にない名称、あるいはどの物品と同程度なのかもよくわからない名称も多々登録されている。	1
外国からの出願に関して、外国企業／代理人に意匠法第 7 条の記載は解らないとのことである。日本から外国への出願が増えていること、および外国から日本への出願を増やしたいことを考えると、外国でもある程度通用する物品の名称のほうが出願人の負担も少ないと考える。	1

この他、7 者が賛成。

<懸念・要望>

- 審査官から出願人への電話連絡等による自発補正の機会を設けたり、職権訂正の活用などで遅延解消を図ることが望ましい。（4 者）
- 用途及び機能の点で明確性が担保され、権利範囲を把握する際に物品名の記載が不明確とならない運用を取るのであれば、自由度の高い記載を認める運用でも良いとも考える。（1 者）
- 別表を参考にして物品名を記載している出願人もいるため、別表第一の区分は目安とする（例示とする）必要性はあると考えられるため、別表の削除までは不要と考える。（1 者）

- 区分よりも広い記載をしていれば、それだけ先行意匠の数が増えると予想されるが、それによって拒絶理由を受けた際には物品を減縮補正できるようにし、登録後も訂正可能とすれば、より魅力ある制度になると思う。（1 者）

【反対】

理由（概要）	者数
出願に区分表と同程度の区分が記載されていない場合は、区分表に即した調整が自動的に行われるべき。そのような調整が可能でない場合には、区分を記載する補正をする機会について出願人は通知を与えられるべき。	1
「出願書類から明らかな場合」等といった規範的な要件によって解決する場合、審査官が判断しなければならない要素が増え、審査コストが上昇することが考えられる。我が国が審査主義を採用している以上、ある程度、画一的・安定的な判断はやむを得ないと思われる。省令で定める物品区分表を見直すことによっても、この点は改善可能なのではないか。	1

以上